

火災に備えて

いざという時にしっかり行動できるように
火災の被害を抑えるためには日頃の取り組みが重要です。

消防用設備等の点検

【消防法第17条の3の3】

- 法令に基づく点検を実施し、消防機関に報告していますか。
- 不備事項を改修していますか。

※防火対象物の関係者は点検を実施し、その結果を定められた期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

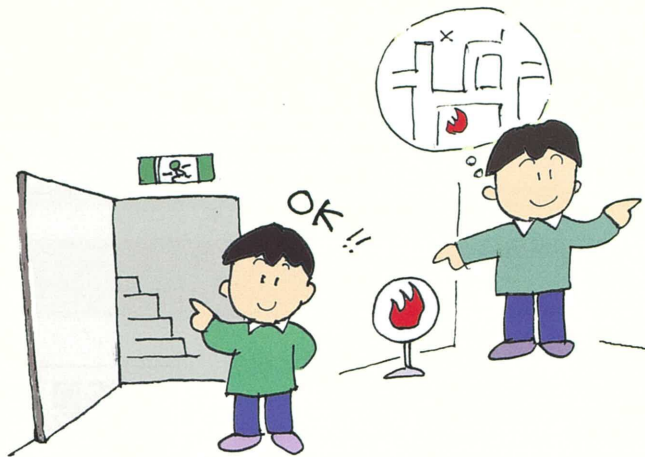


消防用設備等・
特殊消防用設備等の
点検・報告



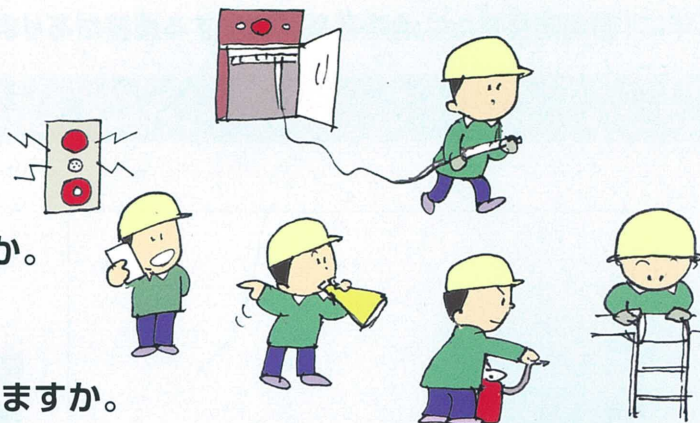
避難施設等の維持管理

- 避難方法を理解していますか。
- 階段等に物が置かれていませんか。
- 火気器具、喫煙場所、電気器具、避難施設、消防用設備等や防火設備などを定期的にチェックしていますか。



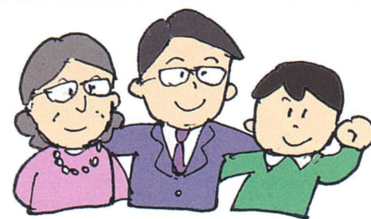
消防訓練の実施

- ベルが鳴ったらどうしますか。
- 火災発生時に適切な通報、初期消火、避難誘導ができますか。
- 消火器や屋内消火栓設備の使用方法を知っていますか。
- 避難器具の使用方法を知っていますか。



自分の身は自分で守る

消防法では、一定規模以上の建物の管理について権原を有する者に対して資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画を作成させ計画に基づいて防火管理上の必要な業務を行うことを義務付けています。(消防法第8条第1項)



※防火管理者を選任していない、選任届が提出されていない、消防計画を作成せず消防機関に届出されていない場合は、消防法に基づく行政処分や罰則が適用されます。
また、消防法第8条第1項に基づく防火管理業務が適正に実施されておらず、消防法に基づく命令を履行しない場合にも懲役刑や罰金による刑罰を受けることがあります。

こんなところも気をつけよう!

- 建物内の火気取扱場所を明確にして把握しておきましょう。
- 死角となりやすい場所には、可燃物を置かない。施錠管理を徹底しましょう。
- 喫煙場所を指定し、灰皿の後始末や終業時等の定期的な点検を徹底しましょう。
- 厨房周りは常に清掃整理を、コンロに火をつけたらその場を離れない。
- 電気器具及び周辺を定期的にチェックする。たこ足配線はしない。
- 工事中は、溶接作業などの火気使用、塗装による危険物品の使用などを把握して火災予防安全対策を徹底しましょう。



報告も忘れずに

建物の用途や規模により、防火対象物(防災管理)定期点検の実施が必要となる建物や事業所があります。[消防法第8条の2の2、消防法第36条]
その場合防火対象物の管理権原者は、防火対象物(防災管理)点検資格者に点検を依頼し、点検結果を1年に1回消防長または消防署長に報告する義務があります。



防火対象物
定期点検報告



防災管理
定期点検報告

